

長建協発第335号  
平成22年12月2日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

### 次世代育成支援対策推進法の施行に係るご協力について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）が平成15年に制定され、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めていくこととされております。

この次世代法に基づき、現在、301人以上の従業員を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定・届出、公表・周知をすることが義務となっておりますが、改正次世代法の施行により平成23年4月から従業員101人以上300人以下の企業にも義務づけが拡大しております。

しかしながら、現在の当該規模企業における届出率は10.9%（平成22年9月末現在）と極めて低い状況にあります。

急速な少子高齢化の進行により人口減少社会に突入している現在、企業における次世代育成支援を進めることは、優秀な人材の確保や従業員の意欲・生産性の向上等、企業にとっても大きなメリットとなると考えられます。

つきましては、標記について、別添のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より周知・協力依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。